

福岡県公報

平成二十二年一月二十九日
第三千六十七号
増刊 ①

目次

訓令(第一号)

福岡県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(総務事務センター)

選挙管理委員会

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正

(市町村支援課)

訓令

福岡県訓令第一号

本庁

出先機関

労働委員会事務局

福岡県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年一月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

福岡県職員安全衛生管理規程(平成元年四月福岡県訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 出先機関 福岡県行政組織規則第二条第四号に規定する出先機関並びに出先機関に置かれる支所及び分場をいう。

第二条第四号中「出納事務局」を「会計管理局」に改め、同条第五号中「出先機関」

を「出先機関(分庁舎を含む。以下同じ。)」に改め、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 分庁舎 福岡県保健福祉環境事務所等の設置等に関する条例(平成十三年福岡県条例第五十三号)別表第一に規定する福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所の庁舎のうち遠賀郡水巻町に設けられるもの、同表に規定する福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の庁舎のうち直方市に設けられるもの、同表に規定する福岡県北筑後保健福祉環境事務所の庁舎のうち久留米市に設けられるもの及び同表に規定する福岡県南筑後保健福祉環境事務所の庁舎のうち八女市に設けられるものをいう。

第十一条第一項の表中

農地開発事務所	農地開発事務所の	農地開発事務所の課長で所屬長が指名するもの
土木事務所	土木事務所の	土木事務所の課長で所屬長が指名するもの

農地開発事務所	農地開発事務所の	農地開発事務所の課長で所屬長が指名する者
農地整備事務所	農地整備事務所の	農地整備事務所の課長(技術に關し所長を補佐する者)
農地整備事務所支所	農地整備事務所支所の	農地整備事務所支所の課長(技術に關し所長を補佐する者)
農地整備事務所支所	農地整備事務所支所の	農地整備事務所支所の課長(技術に關し所長を補佐する者)

改める。

第十二条第一項の表中

出先機関	出先機関	出先機関
保健環境研究所、工業技術センター(支所を除く。)、農業総合試験場(分場を除く。)、及び水産海洋技術センター(支所を除く。)	保健環境研究所、工業技術センター(支所を除く。)、農業総合試験場(分場を除く。)、及び水産海洋技術センター(支所を除く。)	保健環境研究所、工業技術センター(支所を除く。)、農業総合試験場(分場を除く。)、及び水産海洋技術センター(支所を除く。)
副所長、副園長、次長又は副校長を置く出先機関(保健環境研究所及び工業技術センターを除く。)	副所長(所屬職員の健康管理について所長を補佐する者)、副園長、次長又は副校長	副所長(所屬職員の健康管理について所長を補佐する者)、副園長、次長又は副校長
保健環境研究所、工業技術センター(支所を除く。)、農業総合試験場(分場を除く。)、及び水産海洋技術センター(支所を除く。)	管理部長又は企画管理部長	管理部長又は企画管理部長

出先機関等	
保健福祉環境事務所の組織のうち分庁舎に係るもの、保健環境研究所及び工業技術センターを除く。)	副所長(所属職員の健康管理について所長を補佐する者)、副園長、次長又は副校長
保健福祉環境事務所の組織のうち分庁舎に係るもの	副所長(所属職員の健康管理について所長を補佐する者。副所長を置かない分庁舎にあっては所長が指名する職員)
保健環境研究所、工業技術センター(支所を除く。)、農業総合試験場(分場を除く。)、森林林業技術センター及び水産海洋技術センター(支所を除く。)	管理部長又は企画管理部長

に

改める。

第十二条第三項中「健康増進員」を「健康推進員」に改める。

第十九条第二項中「総括委員」を「総括委員会」に改める。

第二十二條第三項中「安全衛生委員会又は衛生委員会を置くことができる」を「原則として安全衛生委員会又は衛生委員会を置く」に改める。

第二十四條中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第二十四条の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第二十号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定(昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月二十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

指定した施設の表黒木町の項中

改める。

元田代小学校屋内運動場	大字田代一三七番地一
元田代小学校屋内運動場	大字田代一三三七番地一
田代農村活性化センター	大字桑原二二二一
開発センター	大字桑原二二二一
町民体育館	大字桑原二二二一

に

を